明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（二四二）　二
○港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二四三）　九
○港湾法施行令の一部を改正する政令（二四四）　九
○確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（二四五）　二
〔省　令〕
○関税法施行規則の一部を改正する省令（財務五八）　三
○港湾法施行規則の一部を改正する省令（国土交通五一）　三
○船舶設備規程等の一部を改正する省令（同五二）　三
〔告　示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一三五二、一三五三）　四
○船舶設備規程第百十五条の三十二第一項のガス等を定める告示（国土交通八四一）　四
○船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示及び船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示の一部を改正する告示（同八四二）　四
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　三三
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・職務上の氏名の使用・指定法の付記、平成二十七年度決算（都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会）、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三五
会社その他
会社決算公告　三五

本号で公布された法令のあらまし

◇平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第二四二号）（内閣府本府）

1　平成二八年熊本地震による特定非常災害に対し適用すべき措置として、民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置を追加指定することとした。（第二条関係）

2　1の措置に係る対象地区及び特例期間の終期を定めることとした。（第七条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二四三号）（国土交通省）

港湾法の一部を改正する法律（平成二八年法律第四五号）の施行期日は、平成二八年七月一日とすることとした。

◇港湾法施行令の一部を改正する政令（政令第二四四号）（国土交通省）

1　特定用途港湾施設の建設等に係る無利子貸付制度の対象施設となる旅客施設の用途は、本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路に就航する船舶に係る旅客の利用とするとともに、同制度の対象となる旅客施設の附帯施設は、当該旅客施設の機能を確保するための道路、駐車場及び橋梁並びに当該旅客施設の周辺の環境を整備するための緑地及び広場とすることとした。（第四条の三関係）

2　港湾協力団体に対する必要な情報の提供又は指導若しくは助言に係る国土交通大臣の職権を地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができることとした。（第二二条関係）

3　緊急確保航路として瀬戸内海に係る緊急確保航路の区域を定めることとした。（別表第五関係）

4　この政令は、港湾法の一部を改正する法律（平成二八年法律第四五号）の施行の日（平成二八年七月一日）から施行することとした。

◇確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二四五号）（厚生労働省）

一　確定拠出年金法施行令の一部改正関係

所要の規定の整備等を行うこととした。

二　確定給付企業年金法施行令の一部改正関係

1　確定給付企業年金を実施している事業主が二以上である場合等の実施事業所の減少の特例に関し必要な事項を定めることとした。（第四八条の二関係）

2　確定給付企業年金法第八一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出は、移換元確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日までの間に限って行うことができることとした。（第五〇条の二関係）

3　確定給付企業年金法施行令に定めるもののほか、確定給付企業年金間の移行等に関し必要な事項は、厚生労働省令で定めることとした。（第五四条関係）

三　地方税法施行令の一部改正関係

確定給付企業年金を実施している事業主が二以上である場合等の実施事業所の減少の特例によりその減少する実施事業所の事業主が一括して拠出する掛金を付加価値割の算定の基礎となる報酬給与額に含めることとした。（第二〇条の二の四関係）

四　所得税法施行令の一部改正関係

確定給付企業年金を実施している事業主が二以上である場合等の実施事業所の減少の特例によりその減少する実施事業所の事業主が一括して拠出する掛金を加入者に対する給与所得に係る収入金額に含まれないものとするとともに、事業主の事業に係る事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することとした。（第六四条関係）

五　法人税法施行令の一部改正関係

確定給付企業年金を実施している事業主が二以上である場合等の実施事業所の減少の特例によりその減少する実施事業所の事業主が一括して拠出する掛金を損金の額に算入することとした。（第一三五条関係）

六　この政令は、平成二八年七月一日から施行することとした。